

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年12月28日付けで提起した各審査請求（以下、併せて「本件各審査請求」という。）について、審査請求人は同一の書面を引用しており、主張を共通にすることから、併合の上、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求人の本件各審査請求をいずれも却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和7年12月28日、以下の各審査請求書を審査庁に提出し、審査請求をそれぞれ提起した。
 - (1) 審査請求に係る処分欄に「葛飾区長が令和7年10月22日付けで行った7葛地地第545についての処分」と記載されているもの
 - (2) 同欄に「葛飾区長が令和7年12月19日付けで行った7葛都管第1696号についての処分」と記載されているもの
 - (3) 同欄に「葛飾区長が令和7年12月11日付けで行った7葛環

環第1028号についての処分」と記載されているもの

(4) 同欄に「葛飾区長が令和7年12月16日付けで行った7葛都公第740についての処分」と記載されているもの

(5) 同欄に「葛飾区長が令和7年10月31日付けで行った7葛健生第1373についての処分」と記載されているもの

いずれについても記載されている処分は公文書公開請求に関する処分である。

また、上記(1)から(4)までの審査請求（以下、併せて「本件審査請求1」という。）は同一の別紙を引用しており、審査請求の趣旨（なお、審査請求人作成の書面について「請求の趣向」と記載されているものは、いずれも「請求の趣旨」の誤記と判断した。）は、「葛飾区立公園等占用許可書を提出にあたり意図的な虚偽と偽装があり、占用許可の取り消しを求める。」と記載されており、上記(5)の審査請求（以下「本件審査請求2」という。）の審査請求の趣旨は「Aが10月17日から19日、3月20日から23日、3月28日から3月30日の行事開催届けの承認取消」と記載されていた。

2 審査庁は、令和8年1月21日、本件各審査請求について、補正を命じた。

3 審査請求人は、令和8年1月24日付け「審査請求書補正について」と題する書面を提出し、以下のとおり補正した。（なお、審査請求人作成の書面について「請求の趣向」と記載されているものは、いずれも「請求の趣旨」の誤記と判断し、「葛健生第2218号」とあるのは「6葛健生第2218号」と判断した。）

(1) 本件審査請求1について

ア 対象となる処分 7葛地地第313号についての処分

イ 審査請求の趣旨 葛飾区後援名義使用承認書の処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求2について

ア 対象となる処分 葛飾保健所長が令和7年3月14日付けで処分した葛健生第2218号についての処分

イ 審査請求の趣旨 葛健生第2218号の行事開催届けの受理の取り消しとの裁決を求める。

なお、7葛地地第313号は葛飾区長名義のB宛ての葛飾区後援名義使用承認書

であり、6葛健生第2218号はB名義の行事開催届を健康部生活衛生課が収受した際の文書番号である。

理 由

1 本件審査請求1について

本件は、審査請求人を名宛人とし、ない後援名義使用承認の取消しを求めるものである。

そもそも、行政不服審査における取消しの対象は、「行政庁の処分」である（行政不服審査法（平成26年第68号。以下「法」という。））。

この「処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいう（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁。）。

しかしながら、後援名義は、後援者として葛飾区の名義を使用することを承認するものにすぎず、単なる名誉を付与する事実行為であり、権利を付与するものではない。後援名義の使用には一定の要件が付されているものの、後援名義の使用の条件に過ぎず、開催の可否等の権利を画するものでも義務を形成するものではなく、開催者の法的地位を左右するものではない。

よって、後援名義の使用許可は行政上の処分に該当せず、本件審査請求1は不適法である。

2 本件審査請求2について

前述のとおり行政不服審査における取消しの対象は、「行政庁の処分」であり、この「処分」は、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」である。

本件審査請求2の6葛健生第2218号は、B作成の行事開催届を収受したものであり、その行為によって「直接権利義務を形成しまたはその範囲を確定する

もの」でもない。

よって、本件審査請求2は不適法である。

3 結論

以上の理由により、本件各審査請求は不適法であり、補正することができないことから、法第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和8年5月15日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。